

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第3回会議の論点(案)

1 京都府行政の理念・原則を定めるにあたって、その底流・根幹となる組織・自治哲学、行動理念とはどのようなものか

- これまで、「行政運営の基本理念・原則」に結びついていく普遍的なものの前提として、行政運営のあるべき姿（どういうことをしっかりと踏まえて行政を行っていくとするのか、何が一番必要で、どういう方向で進めるべきか、どういう視点で行政運営、施策を開拓していくのか）、求められる役割・機能について検討を進めていた所です。

この議論の経過等を踏まえながら、さらに焦点を絞って、行政運営の基本となる理念・原則の底流・根幹となる行政の組織・自治哲学、行動理念を示すとすれば、それはどのようなものであり、それに導かれる活動指針・原則は何だとお考えですか。

※他自治体の理念等からキーワードを掲出

【組織・自治哲学的なもの】

- 「人間、人格の尊重」「やさしさ」
 - ・自立の心と思いやり、助け合う精神を浸透させる
 - ・人間、人格、人権の尊重
 - ・温かさと節度
- 「人を活かす」「人のつながり」
 - ・共に生き、共に育み、共に創造する
 - ・地域独自の強みや有利な条件を活かす
 - ・住民一人ひとりが尊重され、その個性や可能性が活かされる（ユニバーサルデザインの思想）
 - ・一人ひとりが意欲と責任を持ち、その力を合わせる
- 「住民を主役、基点（起点）」
 - ・住民による生活に身近で基礎的な自治を活かす
 - ・住民自身が自らの判断と責任で、自らの地域をつくる
 - ・自立と自己決定の尊重
- 「アイデンティティ」「〇〇らしさ」（「多様性」も）を踏まえる
 - ・地域に根ざす伝統・文化の底力、守りつたるべきものを大切にする
 - ・人や資源や潜在力を磨き活用（地域の力、人の力、文化の力）
 - ・地域独自の強みや有利な条件を活かす
- 「公平・公正」
 - ・清潔で透明性があり、信頼性の高い行政運営
 - ・偽りがない

【行動原則的なもの】

- 「住民本位」
 - ・住民のために最善の行政運営

- ・住民満足度を最大にする行政
- ・住民が何を求めているか、何が住民にとって最も良いかを考える

○「自治体としての存在感」「リーダーシップ」

- ・府域を代表して、国内外で果たすべき役割を担う
- ・住民の先頭に立ち、自主、自立した地域をつくる

○「地域重視」「現地・現場の視点」

- ・地域を自治の原点に位置づける
- ・地域がその判断と責任で地域づくりを行う
- ・自主的な取組を行政が支える
- ・常に住民生活の現地・現場の視点を持つ

○「協働と連携」

- ・あらゆる府民と行政との協働で地域をつくる
- ・自助、共助、公助（住民や地域の力との協働・連携）
- ・市町村、他の府県、国等と幅広い連携

○「革新・創造と挑戦」「先進性・柔軟性」

- ・先駆性・戦略性の高い施策展開
- ・多彩で革新的な行政課題への取組

○「くらしをまもる（セーフティネット）」「安心・安全」

- ・自らの力で暮らしていくことが困難な立場にある人たちを支援
- ・住民の生命とくらしを守り、次世代を育成
- ・住民に安心感を与え、不安を取り除くこと

【具体的な取組原則】

○「総ての住民の参加」

- ・住民にひらくため、わかりやすい行政運営
- ・住民と課題を共有し、住民参加による行政の意思決定過程を構築する
- ・総ての府民に等しく参画の機会を保障する

○「市町村優先」

- ・市町村を対等・協力の関係で支援する
- ・市町村の自主性・自立性を高める

○「広域的な行政機能」「市町村との共同」

- ・地域を代表して国、他の団体との関係で果たすべき役割を担う
- ・市町村を支援するとともに、広域的な行政を担う
- ・スケールメリットの創出

○「健全な行財政運営」

- ・コンパクトで効率的な行政運営
- ・成果主義の徹底
- ・健全な行財政の運営

○「民間の発想・ノウハウの活用」

- ・民間の能力を最大限に活かす

- ・民間の知恵、創意工夫を取り入れる

○「職員の資質向上」

- ・課題に全力で取り組む粘り強さと負けない頑強さを併せ持つ
- ・住民を原点に全ての行政サービスの向上改善を図り、新しい価値を創造する
- ・職員が尊重され、個性や可能性を発揮でき、その満足感につながる環境づくり
- ・職員の創造力とチームワークの強みを発揮できる組織づくり

※主な企業の経営理念等からキーワードを掲出

【組織・自治哲学的なもの】

○「社会の発展と人類への貢献」「社会との調和」

- ・社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与する
- ・共生（世界の繁栄と人類の幸福のために貢献）
- ・人類、社会の進歩発展に貢献する
- ・夢と楽しさ、いのちの輝きを大切にし、世界の人々の心豊かなくらしに貢献する
- ・大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献する
- ・世界と未来をみつめ、新しい価値の創造を通じて、人々の幸福に貢献する
- ・地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展

○「人の尊重」「人とのきずな」

- ・いつも、人から
- ・世界の人々が相互に理解を深め、人間性を十分に発揮できる社会の実現
- ・人を想いつづける
- ・人と自然と響きあう
- ・人と人をうるおす

○「公正」

- ・公正で信頼される企業
- ・コンプライアンスについて常に高い意識を持って行動する
- ・公正透明な企業
- ・正義を守る、自由を守る、真実を守る
- ・フェアに挑む

○「品格」

- ・世の中に誇りうる仕事
- ・誇りの高さ

○「やさしさ・誠実さ」

- ・明るい笑顔とまごころを持って行動する
- ・人々の心に響くおもてなしの心と、人々の感動を自らの喜びとする心

【行動原則的なもの】

○「地域への貢献」

- ・文化の進歩向上に貢献する
- ・地域社会の繁栄に奉仕する
- ・お客様を原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する
- ・市民に愛され、市民に貢献する

- ・利益三分主義から、社会・文化活動へ取り組む

○「お客様本位」

- ・お客様の要請を発想の原点とする
- ・お客様の期待を超える満足の実現
- ・お客様の声に徹底してこだわる
- ・顧客と共に、前へ

○「夢・喜びの創造」

- ・すばらしい夢と感動、よろこび、やすらぎを提供する
- ・新しい価値を創造し、お客さまに喜びと感動を与え続ける

○「挑戦」

- ・チャレンジ精神を持つ
- ・プライドとチャレンジマインドを持ち、エキサイティングに

○「革新・創造・先駆」

- ・変化への対応力、独自性の追求
- ・多彩で革新的なソリューション
- ・多彩な人材、多様な価値観を融合し、バイオニア精神に満ちた独創性
- ・絶えざる革新により、強靭な企業体質を実現

○「伝統と進取」

- ・“変わらない”のに、新しい
- ・伝統があるから、新しくなれる

【具体的な取組原則的なもの】

○「魅力あふれる価値・サービスの創造」

- ・社会の課題を解決する製品・サービス
- ・全てのサービス、技術の向上改善に徹し新しい価値を創造
- ・お客様の期待を超える満足の実現

○「高い品質」

- ・ベタープロダクト、ベーターサービス
- ・高品質主義
- ・常に品質が第一

○「危機管理」

- ・リスクに対して適正なマネジメント

○「社員の創造、尊重」

- ・一人ひとりの能力・意欲・創意の發揮と尊重
- ・自由闊達な職場をつくる
- ・創造力とチームワークの強みを最大限に高める
- ・創意工夫と挑戦の精神を尊重し、協調と調和の態度で総合力を向上
- ・関心を持って議論し、自信を持って決定し、確信を持って実行

【第1回会議での意見等】

- ・基礎的自治体がある中で、府は何をするのか、すべきなのか、その切り分けを明確化することが必要。
- ・府はどうあってほしいかという府民の思いを大切にしないといけない。府と市町村がうまく連携して住民のために行政をやってほしい。今のままでは遠い存在だ。
- ・府と市町村が一緒のところで話し合うことで、何かが生まれるのではないか。
- ・地方と住民、地方と地方、地方と国などの関係の中で地方の自主性が求められる。
- ・市町村と府とが当事者として連携していく方向性を示す。府民、市民の立場に立って方向性を出して市町村と府との意思疎通をしていく方向性があるべき。
- ・国、府県、市町村の関係で、特に国のブレた方針の中で混乱が起きる事例が多い。そのような場合に自治体が、府がどう行動すべきなのか、そういった基本があるべき。
- ・市民はまだまだ成熟し切れていないところがあるが、住民の活動の底上げの支援や情報提供などは府の役割として重要。
- ・特殊な関係にある京都市の存在をどう扱うかが重要。
- ・現行の地方自治法が大きな枠を示していて、各自治体がその実態に合わせて運用している中で、それを再編集しながら、府としての独自性を考えていかなければならぬ。
- ・現場の目線で、府が何をすべきか、目指すべき方向をどう示すかということではないか。
- ・多様性が背景にある中で、府民の立場に戻って、府民の判断が府政に反映していくようなルールが必要。
- ・時代の変化に対応した内容にする必要がある。
- ・地域重視の流れの中、普遍的な理念を今の施策とどのくらいまでつなげ、具体化していくのかが大切ではないか。

【第2回会議での意見等】

- ・現在の行政サービスは、重なっていてわかりにくい。
- ・府県は元々独自色が出しにくい領域を担当している。住民に直結している基礎自治体ならば自由度が高いが、全国的な規定や制度の下で府が独自性を発揮する領域は限られている。
- ・府が多くの直接行政を担っているという視点の一方で、住民から行政サービスを見た場合の行政の一体的なまとめという点が、府民から見た理想の行政の形、府民の望む各行政機関との関係を考える上でのポイントになる
- ・住民との窓口は市町村が担って、府も一緒に行政サービスを提供する、そのための市町村との連携を行うことがあるのではないか
- ・南北格差については現実的な課題。例えば後期高齢者事業。広域連合で府を一本化して負担が均等になると、医療サービスが低い北部は何とかならないかということになる。そういう場合には府の広域的な視点での調整機能が必要になる。
- ・住民にとっては質の高い行政サービスが享受できればよいのであって、その担い手には（国、府、市町村等）関係がない。住民は行政サービスのワンストップ化を望んでおり、府、市町村等が連携して境目の無い行政サービス提供のあり方をつくるということではないか。
- ・対府民的な第一義的なところは市町村に委ね、その上で、府には府全体のトータルなり方を考えてもらう。

【京都府の基本理念・原則に関する知事の発言】

- ・人と人との結びつきを大事にして、人に優しい、環境に優しい、心を大事にしていく。これが、京都の競争力であり、京都の強みであり、京都の生きる道なのだ、京都の行政

- の基本なのだということを、しっかりと掲げる。
- ・そういう心を体現していくことを、府民みんなで共有していくける条例をつくろうじゃないか。
 - ・私たちはどういう心をもって、京都府というものを運営していくのだと。京都府としてのものをつくりあげていくのだということを、まずみんなで共有しましょうという条例をつくりあげたい。
 - ・そして、そういう心で「では、京都府の未来像というのは、どうあるべきなのか」と。人に優しい京都府をつくるには、どういうビジョンを持つのだと。

2 府政運営の基本の中に、ユニバーサルデザインの考え方をどのように盛り込むべきか

- 府政運営の基本原則の考え方の一つとして、住民誰もが自治や地域づくりに参画でき、個々の立場や環境に応じて地域に貢献することによって、一人ひとりが活かされ、自己の達成感が得られるような社会のあり方が必要であることから、基本条例の理念等には、「ユニバーサルデザイン」や「ノーマライゼーション」の理念・考え方を盛り込むべきと考えていますが、どのようにお考えですか。

【用語の意味等】

ユニバーサルデザイン：性別、年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、全ての人々が利用できるように都市や生活環境を整備、デザインすること。もとから使いやすいようにすること（個別の対象やバリアがないことが前提）

ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

【他府県での取組例】

〔ユニバーサルデザイン〕

- ・ユニバーサルデザイン推進指針等の策定（青森県、福島県、埼玉県、神奈川、広島県、佐賀県、熊本県等）
(指針等に基づく施策例)
 - ・ユニバーサルデザイン推奨品の選定（県内で製造されるより多くの人が使用しやすいように配慮された製品の需要拡大と普及）
 - ・ユニバーサルデザインアイデア募集・表彰（考え方の定着を図るために県内在住の小中学生を対象にユニバーサルデザインを取り入れたアイデアを募集、優秀作品を表彰）
 - ・ユニバーサルデザイン住宅推進制度（県、地元金融機関等が連携し、ユニバーサルデザインに配慮した住宅購入に対してローン金利や手数料を優遇）
 - ・ユニバーサルデザイン・アドバイザー養成講座（地域での取組展開を図るためにハード整備の基準や介助のノウハウ等の知識を持ったリーダー的役割を担う人材を養成）
 - ・UD新事業創出支援事業（ユニバーサルデザイン関連製品等の研究開発を行う中小企業者に助成や技術指導を実施）

〔ノーマライゼーション〕

- ・お互いを認めあい共に生きる社会づくりへの意識醸成（学校の総合学習の時間を活用した福祉教育、福祉体験学習の実施等）
- ・社会的自立への支援の取組（障害者への職業訓練やリハビリ、障害の程度に応じた移動手段やコミュニケーション手段の確保、企業の雇用拡大への啓発等）

3 府民が条例の価値・意義を共有するとともに、府民から条例のあり方について意見を聴くための取組についてどうあるべきか

- 行政運営の基本となるべきものは知事の発想だけで決めていくものではなく、条例のあり方について府民の意見を聴くなど、府民と条例の価値・意義を共有し、府民レベルで条例の必要性を認識してもらう必要があると考えますが、そのためにはどのような取組を行うべきだとお考えですか。

【第1回会議での意見等】

- ・問題になるのは、基本条例をつくるべきかということを議論するプロセスで、これまでの府政運営がどうであったかということが明らかになる。そちらの方が重要。
- ・なぜ条例をつくるのかが府民の方にもわかるものでなければならない。中間的自治体である府県レベルでは具体的にどうしていくのかが課題。そういう点では策定のプロセスが非常に重要。
- ・もっと府民の側にいって、府民の立場で書いていく。そうすると何が書けるかということが大切。そういった過程なり、条例を通じて本当の府民参加が促される。

【第2回会議での意見等】

- ・条例検討の過程で府民に参加してもらうやり方は大変重要だと認識。時間をかけてやつていく必要がある。
- ・行政が全てを担うことが厳しくなっている中で、住民自らが自分たちのまちづくりをどう考えていくかということから、各地域から話が盛り上がってそれが条例になるという形も必要。

【府県における取組例】

〔北海道〕

- ・ホームページでの情報提供（北海道行政基本条例検討懇話会の議事内容、パブリックコメントの意見、市町村の意見等）
- ・パブリックコメント（1回）
- ・県主催の地方分権セミナーの機会に条例案を説明し、意見聴取（6回）
- ・市町村への意見照会（1回）

〔神奈川〕

- ・ホームページでの情報提供（神奈川県自治基本条例検討懇話会の議事内容、フォーラムの概要、パブリックコメントの意見等）
- ・基本条例をテーマにした地方分権フォーラム（11回）、ワークショップ（2回）開催
- ・パブリックコメント（条例の第1次素案に1回、第2次素案に1回）

〔栃木〕

- ・とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会の委員公募（審査の結果公募委員は不採用）
- ・ホームページでの情報提供（とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会の議事内容等）

4 京都府（行政）の基本理念・原則を示す条例はどのような形式が望ましいか

- 京都府のおかれた環境や状況の中で、あるべき府（行政）の姿、期待される役割・機能を踏まえた府行政の基本理念・原則を示すものとして望ましいと考えられる、条例の形式とはどのようなものでしょうか。

【基本コンセプト案】

- 〔誰にでも理念が理解できるよう、わかりやすいこと〕を第一とする
- ・可能な限り平易な表現や用語を使用
 - ・コンパクトなものとして、「基本理念」を大切にし明確に位置付け
 - ・自治や行政運営の基本を示すため必要かつ不可欠な事項を選定し規定
(→ 総花になるなど、基本理念がぼやけることを避ける)

【基本的な性格】

〔基本理念〕※条例の基本となる事項

(基本となる理念等で構成)

+

〔行動指針〕

(自治体の行政運営の基本原則・方針) → 「行政基本条例型」

+

〔具体的制度〕

(住民自治の原則とこれを担保する具体的制度・仕組) → 「自治基本条例型」

〔起点の違い〕

- ・行政側（自己規律）でのアプローチ
- ・住民視点からのアプローチ

【基本条例に盛り込む内容（例）】

- ・前 文
- ・目 的
- ・基本理念
- ・基本原則
- ・住民の権利・責務
- ・知事、(議会)、職員の責務
- ・諸 制 度
- ・執行体制等
- ・連携・協力（民間、市町村、他の府県、国等）
- ・最高法規制
- ・見直し条項